

税目		申告期限	納期	方法
個人の県民税	均等割所得割	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日 ● 公的年金等所得のみの方も同じ扱いです	6月から5月まで 毎月徴収して翌月10日（公的年金等所得は支給月に徴収）	給与支払者等による特別徴収
		給与以外の所得者は3月15日 ● 所得税の確定申告をした人は不要です	6、8、10、1月 ● 市町村により異なります	普通徴収
	利子割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
	配当割	毎月分を翌月10日	申告期限と同じ	申告納入
		源泉徴収選択口座へ配当を受け入れている者については1月10日	申告期限と同じ	申告納入
株式等譲渡所得割	1月10日	申告期限と同じ	申告納入	
法人の県民税	確定申告は事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告期限と同じ	申告納付	
個人の事業税	3月15日 ● 所得税の申告をした人や個人住民税の申告をした人は不要です	8月20日～31日、11月20日～30日 特別の場合はその都度	普通徴収	
法人の事業税	法人の県民税と同じ	申告期限と同じ	申告納付	
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書に定められた日	普通徴収	
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納付	
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	申告期限と同じ	申告納入	
自動車税種別割	新規、変更又は移転等の登録のとき	5月20日～31日	普通徴収	
		新規登録はその都度	証紙徴収又は申告納付	
鉱区税	設定、消滅や変更の日から10日以内	5月20日～31日 新規登録はその都度	普通徴収	
自動車税環境性能割	登録や届出のとき	申告期限と同じ	証紙徴収又は申告納付	
軽油引取税	原則として毎月分を翌月末日	申告期限と同じ	申告納入（納付）	
地方消費税	譲渡割の確定申告は、法人は課税期間の終了後2か月以内、個人は翌年の3月31日 ● 消費税（国税）とあわせて税務署で行います	申告期限と同じ	申告納付	
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	申告期限と同じ	証紙徴収	
県が課する固定資産税	1月31日	4、7、12、2月	普通徴収	

※期限が法律に規定された休日等に該当した時は、これらの日の翌日が期限になります。

- 特別徴収……………経営者等が、県（個人の県民税については市町村）に代わって納税義務者から税金を受け取り、県に納めます。
- 普通徴収……………県（個人の県民税については市町村）が送付した納税通知書により、納税者が税金を納めます。
- 申告納付……………納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。
- 申告納入……………特別徴収義務者が納税者から売上代金等と共に税金を預かり、申告して納めます。
- 証紙徴収……………県が発行する証紙を購入し、書類などに貼付することにより、税金を納めます。

- ① 個人の事業税及び自動車税種別割については、電話料金や電気料金等と同じように口座振替による納税制度があります。納税を忘れて延滞金がかかるという心配もなく、納税に向く手間も省け、大変便利です。是非、ご利用ください。
- ② 個人の事業税の振替納税を希望される方は、総合県税事務所または24ページ「納税の窓口」に掲載されている県内の金融機関（ゆうちょ銀行、郵便局は除く）にある口座振替依頼書に必要事項を記入、届出印を押印の上、総合県税事務所または取引されている金融機関窓口へ提出していただくことにより、簡単に手続きをすることができます。
- ③ 自動車税種別割の振替納税を希望される方は、総合県税事務所自動車税部にある口座振替依頼書に必要事項を記入、届出印を押印の上、総合県税事務所自動車税部に提出いただくことにより、簡単に手続きをすることができます。